

令和 7～9 年度(2025～2027 年度)八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)
業務委託(単価契約)事業者選定実施要領

1 件名

令和 7～9 年度(2025～2027 年度) 特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託(単価契約)

2 事業の目的・概要等

(1) 目的、業務内容

特定・一般保健指導は、「高齢者の医療の確保に関する法律」(昭和 57 年法律第 80 号。)及び「健康増進法」(平成 14 年法律第 103 号。)に基づき、八王子市国民健康保険被保険者、生活保護者等が受診した健康診査の結果から、メタボリックシンドローム該当者及びその予備群にあたる者を対象として実施するものである。定期的・継続的な支援により、対象者が自らの健康状態を自覚し、生活習慣の課題に気付き、保健指導終了後には、健康的な生活が継続できることを目指す事業である。

この契約は、対象者への利用勧奨及び受付対応に関わる業務並びに、特定・一般保健指導の積極的支援に係わる業務を外部委託し、特定保健指導の実施率の向上を図るとともに、中長期的な医療費の適正化を図ることを目的とする。

(2) 契約期間

令和 7 年(2025 年)4 月から令和 11 年(2029 年)3 月 31 日まで

(3) 契約金額の上限(未定)

40,995,103 円(令和 7 年度(2025 年度)予算額及び債務負担行為 要求額)

3 プロポーザル方式採用の理由及び導入効果

(1) 採用理由

八王子市では特定保健指導のうち「積極的支援」を外部委託することで、利用勧奨の工夫や ICT 面談の活用をはかっているが、実施率の目標達成には至っていない。価格のみによる競争では、仕様書に条件を示しても、高度な創造性、専門的な技術又は経験を持ち合わせない業者が契約に至ることが多々あり、その結果目標が未達成となっている。保健指導の質を確実に担保し、限りある財源を有効に使い目標を達成するためには、プロポーザル方式による選定が最良と考える。

(2) 導入効果

事業者の持つ技術力や独自の企画を活用することで、実施率の向上が期待できる。また高い専門性を持つ事業者による、効果的で質の高い保健指導を行うことによって、八王子市国民健康保険における被保険者の健康の保持・増進に寄与することができる。

4 選定スケジュール

(来年度予算の議案送付以降となるため、公募開始は数日前後する可能性あり)

令和7年(2025年)1月30日(木)	業者選定委員会
2月19日(水)	公募開始(市ホームページに募集記事掲載) ※議案の送付を確認後、公開
2月25日(火)	企画提案書等作成に関する質問受付
2月27日(木)	企画提案書等作成に関する質問回答
3月5日(水)	企画提案書等提出締切
3月上旬	第一次評価
3月21日(金)または3月24日(月)	第二次評価
3月下旬	受託者決定
3月下旬	契約課への報告
4月上旬	委託契約(随意・所管課契約)

5 選定方法

公募型プロポーザル方式による事業者選定を行う。

(1) 評価方法及び評価基準

ア 一次評価

所管課において、別紙1「一次評価表」に基づき、応募事業者の提出書類の点検、応募資格の確認を行う。条件を満たし関係法令に適合すると認められる者について、令和7～9年度(2025～2027年度)八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託評価会(以下「評価会」という)の評価(二次評価)に付議する。

イ 二次評価

評価会において、応募事業者によるプレゼンテーション評価を実施する。別紙2「二次評価採点表」に基づき、各参加者の採点点数の合計が最も高い点数の者を受託候補者に決定する。

ただし、最も高い点数の者が2人以上ある場合は、各参加者が最も高い点数をつけた数の多いものを受託候補者とする。それも同数の場合は、健康医療部長が総合的に判断し、いずれかのものを受託候補者として決定する。

なお、応募事業者が1者であってもプレゼンテーション評価を実施する。評価の結果、提案された内容が事業実施に適していると判断された場合は、その1者を受託候補者とする。

(2) 結果通知

市は、評価会の評価結果を受け、「令和7～9年度(2025～2027年度)八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託(単価契約)」に係る受託者を決定し、速やかに応募事業者へ通知する。

6 応募資格、募集方法

「令和7～9年度(2025～2027年度)八王子市特定・一般保健指導(積極的支援)業務委託(単価契約)公募型プロポーザル募集要項」の通り。

以上